

道路占用許可手続き（工事用施設）

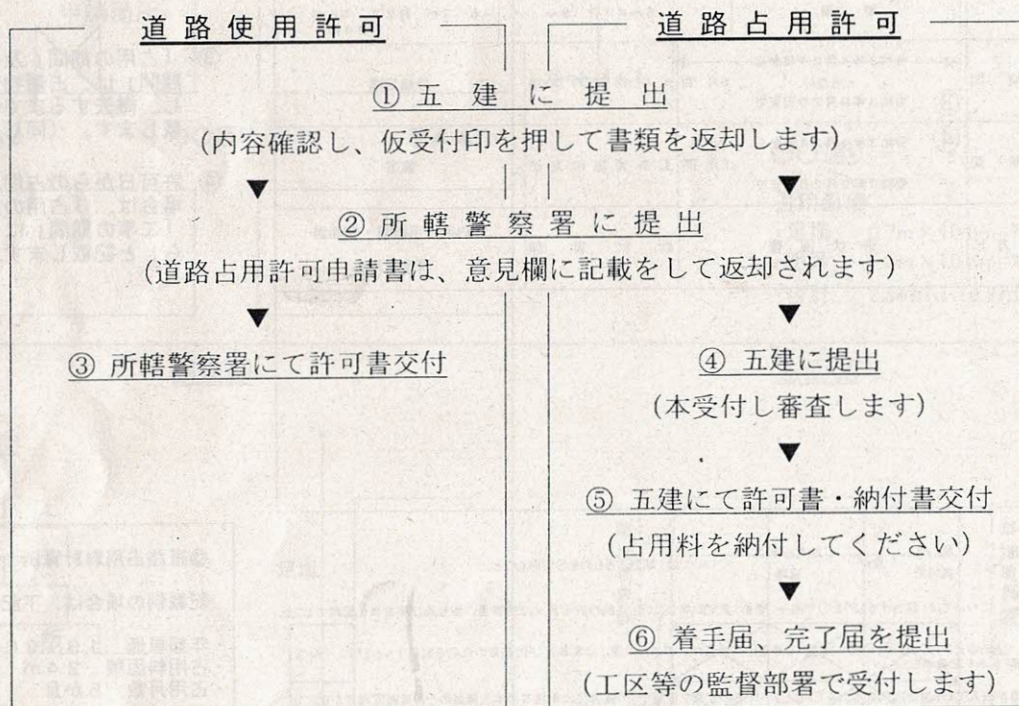
足場・仮囲い、朝顔（落下物防護用施設）等の工事用施設を路上に設置するには、あらかじめ道路管理者の道路占用許可と交通管理者（所轄警察署）の道路使用許可の手続きが必要です。

【第五建設事務所（五建）の管轄】

墨田、江東、葛飾及び江戸川区内の都道（都管理国道）

都道と区道の交差部など、道路管理者をまたいで占用する場合は、道路管理者ごとに申請が必要です。それぞれの申請様式をご使用ください。

基本的な手続きの流れ



○ 占用料金の単価(令和2年4月から)：1㎡あたり年額19,900円（五建管内）
月割計算とし、原則として年度ごとの料金計算を行います(1か月約1,658円)。

○ 申請様式は東京都建設局「道路占用関係申請様式」のページをご覧ください。

http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/appli/youshiki/douro_senyo.html

○ 建設事務所長の行う道路占用許可の標準処理期間は、本受付後閉庁日を除き18日間です。

東京都第五建設事務所 管理課 占用担当

東京都葛飾区東新小岩1-14-11（JR新小岩駅北口徒歩7分）

電話：03-3692-4364（直通）

受付時間：平日9時～12時 13～17時（土日祝日・年末年始は閉庁日です）